

## モノの流れをひとつにつなぐ 「スマート物流サービス」が進行中

政府は、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の一つとして「スマート物流サービス」の研究開発計画を進めている。事業化まで見据えた産官学連携の取り組みで、具体的には、2022年度を目処に物流・商流データプラットフォームの構築、「モノの動きの見える化」技術の開発、「商品情報の見える化」技術の開発を推進中。最終的には、中立性が確保された共同出資会社などが運営にあたり、トラック積載効率の2割アップ、物流倉庫や小売店舗の省人化、食品ロスや再配達削減といった社会の課題を解決へ導くビジネスモデルづくりをめざす。



### 業界羅針盤

トラック景況感1～3月悪化 さらに新型コロナの影響も

2019年・トラック死亡事故 14件減の239件に

1月景況調査 暖冬影響も重なり運輸・倉庫7年ぶり低水準 ほか

# 労災を助長する ドライバーの 長時間労働対策

— 監督指導の実態と国の取り組み —

一般社団法人SRアップ21

東京会所属／社会保険労務士 小澤 昭=文

## 長時間労働の是正は喫緊の課題

平成30年度「過労死等の労災補償状況」(令和元年6月)によると、脳・心臓疾患で労災申請・認定件数が最も多い職種は「運輸関連」でした。自動車運転者の健康に影響を与える長時間労働の削減は喫緊の課題です。このため、政府は厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」の設置や、各都道府県労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働対策を行っています。「過労死等ゼロ」緊急対策(平成28年12月)では、「違法な長時間労働を許さない取り組みの強化」により以下について推進しています。

①労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン(新ガイドライン)による労働時間の適正把握の徹底。②長時間労働などに係る企業本社に対する指導。③是正指導段階での企業名公表制度の強化。④36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底。

## 運輸事業所の監督指導の実態

厚生労働省は、トラック、バス、タクシーなどのドライバーを使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、法令違反の疑いのある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいます。

### (1) 監督指導した事業場の法令違反事例

①トラックドライバーについて、1日の拘束時間が最長16時間を超え、1カ月の総拘束時間が最長315時間でした。②36協定の限度時間である1カ月120時間を超える時間外労働の実態が認められました。③健康診断の結果、異常

の所見があると診断されたドライバーについて、健康を保持するために必要な措置に関して、医師の意見を聞いていませんでした。

### (2) 監督指導の概要

平成30年に監督指導した事業場は6,531事業場でした。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは5,424事業場(83.1%)。表1参照。改善基準告示違反事業場数は4,006事業場(61.3%)でした。表2参照。( )内は、監督実施事業場数に対する違反率(以下同じ)

## 重大な労基法違反での送検の実態

### (1) バス運送事業場の法令違反事例

①バス運転者が勤務中に、脳血管疾患により死亡しました。発症直前の就労状況などを確認した結果、この運転者を含む20名超について、36協定の限度時間を超え、1カ月最大150時間程度の違法な時間外労働を行わせていました。②この事業場は、過去の監督指導においても、違法な長時間労働については是正指導を受けており、同様の法令違反を繰り返し発生させていました。

### (2) 送検の概要

3年間(平成28年から平成30年)における業種ごとの重大・悪質な労働基準関係法律違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は表3のとおりでした。

## 厚生労働省と国交省が連携して措置

厚生労働省は、ドライバーの労働条件の確保・改善のため、改善基準告示などに重大な違反が認められた事案について、国土交通省と相互に通報し、必要な措置を講ずる

相互通報制度を1989年3月から設けています。2016年8月からは、ドライバーについて健康起因事故が増加傾向にある状況を踏まえ、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施していないなどの違反が認められた事案についても相互通報の対象となりました。

### (1) 相互通報内容

①労基署から地方運輸局への通報事案

臨検の結果、道路交通法及び貨物自動車運送事業法の運

行管理に関する規程に、重大な違反の疑いがあると認められた事案。

②地方運輸局から労基署への通報事案

監査の結果、運送事業者について労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法(健康診断)、改善基準告示について、重大な違反の疑いがあると認められた事案。

### (2) 相互通報実施状況の概要

相互に通報した件数は表4参照。

表1 業種ごとの労働基準関係法令違反事業場数及び主な違反事項

業種	事項	監督実施事業場数	労働基準関係法令違反事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		5,109	4,271(83.6%)	3,013(59.0%)	1,071(21.0%)	244(4.8%)
バス		350	261(74.6%)	141(40.3%)	55(15.7%)	7(2.0%)
タクシー等*		462	392(84.8%)	177(38.3%)	119(25.8%)	14(3.0%)
その他*		610	500(82.0%)	296(48.5%)	134(22.0%)	25(4.1%)
合計*		6,531	5,424(83.1%)	3,627(55.5%)	1,379(21.1%)	290(4.4%)

\*タクシー等：タクシー、ハイヤー(以下同じ)

(令和元年8月8日 厚生労働省労働基準監督局)

\*「その他」：上記の業種以外で自動車運転者を使用する事業場(以下同じ)

\*複数違反事項は重複して計上(以下同じ)

表2 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項

業種	事項	監督実施事業場数	改善基準告示違反事業場数	主な違反事項				
				最大拘束時間	総拘束時間	休息期間	連続運転時間	最大運転時間
トラック		5,109	3,419(66.9%)	2,615(51.2%)	2,217(43.4%)	1,912(37.4%)	1,518(29.7%)	973(19.0%)
バス		350	177(50.6%)	109(31.1%)	99(28.3%)	54(15.4%)	46(13.1%)	25(7.1%)
タクシー等		462	150(32.5%)	120(26.0%)	68(14.7%)	23(5.0%)	- ※(-)	- ※(-)
その他		610	260(42.6%)	184(30.2%)	150(24.6%)	127(20.8%)	90(14.8%)	43(7.0%)
合計		6,531	4,006(61.3%)	3,028(46.4%)	2,534(38.8%)	2,116(32.4%)	1,654(25.3%)	1,041(15.9%)

\*タクシー等は改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない

(令和元年8月8日 厚生労働省労働基準監督局)

表3 労働基準監督機関が送検した件数

業種	年		
	平成28年	平成29年	平成30年
トラック	54	50	42
バス	2	2	4
タクシー等	5	6	5
その他	7	3	8
合計	68	61	59

(令和元年8月8日 厚生労働省労働基準監督局)

表4 相互通報制度の実施状況(過去3年間)

事項	年		
	平成28年	平成29年	平成30年
労働基準監督機関から通報した件数	867	1,133	1,063
労働基準監督機関が通報を受けた件数	351	519	539

(令和元年8月8日 厚生労働省労働基準監督局)



一般社団法人 SRアップ21 (<https://www.srup21.or.jp>)

平成6年8月に設立、社会保険労務士(SR)による人事・労務管理の実務家集団で、北は北海道から南は沖縄まで全国的に活動。弁護士・税理士・行政書士など専門士業との関係強化を積極的に図り、企業のあらゆる相談や手続きをワンストップサービスでサポートしている。

◆職場でよくあるトラブルをドラマ仕立てにしたDVD「人事労務トラブル110番vol.5」販売中。本誌読者割引あり。お申し込みはホームページから。